

# 木更津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

制定 平成30年 7月

改正 令和 8年 3月

## 1 趣旨

平成28年の熊本地震の発生等を踏まえ、木造住宅の更なる耐震化の促進を図るため、木更津市耐震改修促進計画（令和8年3月改定）に基づき、「木更津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)」を策定する。

アクションプログラムは、木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則（平成18年9月1日規則第31号。以下「助成規則」という。）第4条の助成対象となる住宅の助成規則第3条の助成対象者に対し、戸別訪問等の方法により、耐震化に向けた普及啓発や情報提供を行い、毎年度、取り組みの進捗状況を把握し評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図ることにより、木更津市内の木造住宅の耐震化を促進し、市民の安全を確保していくことを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、木更津市耐震改修促進計画に基づき策定する。

## 3 対象住宅

対象住宅は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）及び新耐震基準（昭和56年6月1日以降）で設計・建設された在来の軸組工法による2階建て以下の建築物で、自己居住用の住宅とする。また、過去に違反がない住宅とする。

## 4 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、木更津市全域とする。

## 5 取組期間

令和8年度から令和12年度の5年間とする。

## 6 耐震化を促進する取り組み

耐震化を促進する取り組みとして、以下の4項目を掲げる。

(1)：戸別訪問等の方法により、住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み

- ①啓発用のパンフレットを作成し、令和12年度までに木更津市内の木造住宅の所有者に対し、直接的に耐震化を促す。

- ②自治会を通してパンフレット等を配布する。
- (2)：耐震診断助成した住宅に対して耐震改修を促す取り組み
  - ①耐震診断結果報告時に資料の配布や説明等により耐震改修を促す。
  - ②耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、文書等により耐震改修を促す。
- (3)：改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取り組み
  - ①ちば安心住宅リフォーム推進協議会が開催する説明会の案内をし、参加を促す。
  - ②耐震診断実施者に対し、補助対象となる改修事業者のリストを配布する。
- (4)：耐震化の必要性に係る周知・普及の取り組み
  - ①耐震化の必要性等について記載した特集号を作成し、広報誌に折込、配布することで市民に事業の内容を周知する。
  - ②木更津市が主催する「自主防災実務者講習会」等の一般の人が参加できる講習会等において、参加した住民に対し、耐震改修の必要性及び事業の説明をする。

#### 4 相談体制の整備

建築関連団体と連携し、「無料耐震相談会」を実施する。  
建築指導課で耐震相談を実施する。

#### 5 アクションプログラムの取組状況の公表

年度毎にホームページで、以下の項目の公表をする。

- (1) 戸別訪問等の実施状況
- (2) 耐震診断・耐震改修補助の実績
- (3) その他の普及啓発活動の実績